



益田市のまちづくりに対して企業の皆様の温かいご支援をよろしくお願いします！

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは？

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は国が認定した地公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

令和2年度からは、地方創生の更なる充実・強化に向け制度が大幅に見直されました。これにより、最大で寄附額の約9割が控除され、実質的な企業様の負担が約1割まで圧縮されるなど、従来より使いやすい仕組みとなりました。

損金算入
約3割

税額控除
最大6割

企業負担
約1割

科目ごとの 特例措置

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税額割の20％が上限）

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除
※ただし、寄附額の1割が限度。（法人税額の5％が上限）

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20％が上限）

寄附の流れ

1 ご相談・寄附の申出

企業様とご相談の上、寄附対象事業を決定し、寄附申出書をご提出いただきます。

2 ご寄附

入金確認後、本市から「受領証」を送付いたします。

3 税の申請

受領証を使用し、税務署で税申告の手続きを行ってください。

留意事項

- ① 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ② 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ③ 本社が益田市に所在する法人の寄附については、対象外になります。

企業版ふるさと納税寄附対象事業の主なもの

「第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」に位置付けられている事業が寄附対象です。その一例をご紹介します。

企業の皆様からいただきましたご寄附につきましては、各事業の貴重な財源として大切に活用させていただきます。

ひとづくり推進事業

小学生と高校生、中高生と大人による1対1の対話「対話+（タイワプラス）」を通じたライフキャリア教育の実施やひとづくりの中心となる公民館・社会教育団体等の人材育成に取り組み、持続可能なひとづくりを推進します。



市内高校連携推進事業

市内の高校4校の魅力化に関する取組を支援し、すべての子どもたちの卒業後の選択肢を増やし「ひとが育ち輝くまち益田」の実現を図ります。



理数系人材育成協働事業

益田市と包括連携協定を締結している島根大学及び松江工業高等専門学校と連携し、小中学生を対象とした「算数・数学パワーアップ教室」を開催。理系人材の育成を図ります。



観光誘客支援事業

益田独自の「益田神楽」ブランドの創出と石見神楽を活用した観光振興及び次世代の人材育成を実施し、石見神楽を活用したまちづくりを推進します。



益田市版SDGsへのご理解をお願いします

世界共通のSDGsを基本にして、より身近な目標としてイメージしやすいように「益田市版SDGs」を設定しています。「益田市版SDGs」の各ゴールを達成することで、本市のまちの将来像である『ひとが育ち輝くまち 益田』の実現を目指します。



益田市政策企画局 政策企画課

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

TEL 0856-31-0121 FAX 0856-23-7708

E-mail seisaku@city.masuda.lg.jp



益田市の企業版ふるさと納税について
詳しくはコチラ（益田市公式ウェブサイト）

お問い合わせ